

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 千葉県市川市田尻二丁目11番25号
氏名 株式会社市川環境エンジニアリング
代表取締役 岩橋 保

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。



いわき市長 清水 敏 男

許可の年月日 平成25年 6月 3日
許可の有効期限 平成32年 6月 2日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集及び運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物)
- 廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物)
- 廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物)
- 感染性産業廃棄物
- 燃え殻 (特定有害産業廃棄物)
- 汚泥 (特定有害産業廃棄物)
- ばいじん (特定有害産業廃棄物)
- 以上7種類

注) 特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類 (積替え又は保管を行う場合に限る。)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年 6月 3日	新規許可	平成20年 6月 3日	更新許可
平成15年11月18日	変更許可	平成25年 6月 3日	更新許可 (優良認定)
平成16年 5月28日	変更許可	平成30年 3月 5日	変更届出 (代表者の変更)
平成16年12月14日	変更許可		
平成18年 9月29日	変更許可		

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものである。

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

廃油

(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上11項目

廃酸

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上22項目

廃アルカリ

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上22項目

燃え殻

(六価クロム化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上2項目

汚泥

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上23項目

ばいじん

(ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上1項目

以下余白

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。